

別表十六  
(一)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外円	外円	外円	外円	外円	外円
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額 (7)-(8)	9						
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額 (10-(11)-(12))	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
	合計 (13+(14)+(15))	16						
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月以前取得分	残存価額	17					
		差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18					
		旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19					
		旧定額法の償却率	20					
	31日以後取得分	(16)-(18)の場合	算出償却額 (19)×(20)	円	円	円	円	円
		増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
		計 (21+22)又は((16)-(18))	23					
	平成19年4月1日以後取得分	(16)-(18)算出償却額の場合 ((18-17)× $\frac{5}{60}$ )	24					
		定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
		定額法の償却率	26					
		算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円
		増加償却額 (27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )
		計 (27)+(28)	29					
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等	30						
	特別に簡易税特別措置法適用用条項	31	( )					
	特別償却不足額又は特別償却額	32	外					
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
	合計 (30)+(32)+(33))	34						
	当期償却額	35						
差引	償却不足額 (34)-(35)	36						
	償却超過額 (35)-(34)	37						
償却超過額	前期からの繰越額 (38)外	38						
	当認定期に於ける特別償却不足額によるもの	39						
	積立金取崩しによるもの	40						
	差引き合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額)	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差引き翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
	翌期額への内訳	45						
	当期分不足額	46						
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39))と32のうち少ない金額)	47						
備考								

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。

【No.46】特別償却の適用を受けた資産について、措法による縮減記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。

【No.47】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。